

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

第4427号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和48年3月23日 金曜日

## 目次

◇規則 市町村に対して交付すべき昭和四十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

◇告示 鳥取県人口移動調査要綱

保険医の登録

保険薬剤師の登録

保険医療機関の指定

土地改良事業計画の変更の認可

土地の用途廃止

道路の供用の開始

過疎地域対策緊急措置法による町道の改築に関する工事の完了

都市計画法第六十六条による告示(二件)

## 規則

市町村に対して交付すべき昭和四十七年度分の地方交付税のうち普通交

付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十三号

市町村に対して交付すべき昭和四十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき昭和四十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第一号に定めるところによつて算定した額から第二号に定めるところによつて算定した額を控除して」を「第一号及び第二号に定めるところによつて算定した額の合算額から第三号に定めるところによつて算定した額を控除して」に改め、同条第一号イを次のように改める。

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人(以下「市町村分割法人」という。)に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百二十一条の十三及び第三百二十一條の十四の規定の例により、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.06825 \times 1.000293 + B \times 0.07030 \times 1.000101 + C \times 0.06825 \times 1.008839$$

算式の符号

A 昭和47年2月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について、同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては同年5月31日までの間に、同年4月1日から同年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては同年11月30日までの間に、修正申告、更正又は決定（期限後申告に係るものを含む。以下同じ。）があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。）

B 昭和46年10月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和47年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。）

C 昭和29年4月1日から昭和46年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和46年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和46年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 昭和四十六年度において、市町村に交付すべき昭和四十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に關

する規則（昭和四十六年十月鳥取県規則第八十一号。以下「四十六年規則」という。）第三条第一号に定めるところによつて算定した額の過大算定額又は過小算定額

次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額

イ 市町村分割法人に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法第三百二十一條の十三及び第三百二十一條の十四の規定の例により、次の算式によつて算定した額

算式

$$\{ (F \times 0.06825 \times 1.000266 + G \times 0.06825 \times 1.000101 + H \times 0.06675 \times 1.008839) - I + N \} \times 0.1$$

算式の符号

F 昭和46年2月1日から同年の9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和47年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。）

G 昭和46年10月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和47年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。）

H 前号の算式の符号Cに同じ。

I 46年規則第3條第1号イに定めるところによつて算定した額  
N 地方団体に對して交付すべき昭和46年度分の特別交付税の額の

算定に関する省令(昭和47年自治省令第1号)第3条第1項第2号(3)の額

ロ イの法人以外の法人に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

算式

$$\{ (J \times 0.06825 \times 0.999288 + K \times 0.06675 \times 0.997800) - L \}$$

$\times 0.1$

算式の符号

J 昭和46年2月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が

終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る

法人税割について昭和47年3月31日までの間に修正申告、更正

又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。)

る。)

K 算式の符号Hに同じ。

L 46年規則第3条第1号ロに定めるところによつて算定した額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和四十七

七度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。

鳥取県告示第二二三号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、鳥取県人口移動調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県人口移動調査要綱

一 調査の目的

この調査は、本県における住民の移動状況をは握し、市町村別人口の推計及び県の施策の立案の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

この調査は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十条及び第二十四条の規定により届出をする転入者並びに同法第八条の規定により職権で住民票に記載され、又は消除された転入者について行なう。

三 調査事項

1 転入者

(一) 県外(外国を含む。以下同じ。)から転入した者の従前の住所地、性別、年齢、従事しようとする産業及び移動理由

(二) 県内から転入した者の従前の住所地、性別、年齢、従事しようとする産業及び移動理由

(三) 職権により記載された転入者の性別、年齢、従事している産業及び移動理由

2 転出者

(一) 県外へ転出する者の従前の住所地、性別、年齢、従事していた産業及び移動理由

(二) 職権により消除された転出者の性別、年齢、従事していた産業及び移動理由

四 調査の期間

この調査は、毎年四月一日から翌年三月末日までの期間に毎月行なう。

五 調査の方法

この調査は、知事が市町村長に委託して行なうものとし、転出入者については移動される人の状況調査票に、職権により記載され、又は消除された者については職権記載(消除)者調査票に申告者が所定の事項を記入して行なう。

六 申告者

1 転出入者については、届出者(本人若しくは世帯主又はその世帯に属する者に代わつて届出をする者)

2 職権により記載され、又は消除された者については、当該市町村長

七 調査票の提出期限

市町村長は、調査票の各月分を翌月十五日までに知事に提出しなければならない。

八 結果の公表

この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」に公表する。

九 関係書類の保存期間及び保存責任者

関係書類の保存期間は、二年間とし、保存責任者は、知事又は市町村長とする。

鳥取県告示第二百四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山口 栄次	鳥医第一、七五二号	昭和四十八年二月十六日

鳥取県告示第二百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
植木 由久恵	鳥薬第二七三三号	昭和四十八年二月八日

鳥取県告示第二百六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第三項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
湖 東 医 院	鳥取市湖山下浜 一、二一〇の一六	昭和四十八年三月十四日
小田小児科医院	〃 西町三丁目一〇五	〃 一日
小田耳鼻 咽喉科医院	〃	〃
広戸耳鼻 咽喉科医院	米子市東倉吉町七五	〃
森本歯科医院	倉吉市明治町一、〇三二	〃 十四日
岡本歯科医院	〃 福山一三五	〃 三日
大島歯科医院	八頭郡船岡町船岡 一九七の一九	〃

鳥取県告示第二百七号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条

の三五五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年三月十六日認可したので、同法第九十六条の三五五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年三月二十日から用途廃止した。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
西伯郡西伯町大字東町一六四番二地先	二二八・二二	道路敷

鳥取県告示第二百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十八年三月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	一八一号	日野郡日野町板井原字下山一 二の二から同町大字高尾字大 谷尻一〇の一まで	昭和四十八年 三月二十三日

鳥取県告示第二百十号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を次のとおり完了するので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第四百四号）第六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
若桜町道 屋堂羅線	八頭郡若桜町大字若桜字蓮教寺 下も三五四から同町大字若桜字 古寺の元九四八の八まで	改築	昭和四十八年 三月二十五日

鳥取県告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画事業の事業計画

の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 二等大路第二類第五号古海賀露線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

鳥取市賀露町字切戸、字湊ノ宅、字灘端及び字西浜地内

鳥取県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 二等大路第二類第二号倉吉三朝線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

倉吉市仲ノ町字長谷坂及び字長谷坂東統、瀬崎町字東家土町、字浅田  
谷及び字西家土町、鍛冶町一丁目字亀岩及び字玉之助並びに鍛冶町二丁  
目鱧田及び字中長地内